账

# 髙和果公報

**発** 行 高 知 丸 チ 20 号 田 1 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

○開発行為に関する工事の完了 高知県教育委員会規則

- ◎高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置 に関する規則の一部を改正する規則
- ◎高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- ◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規

入札公告

○一般競争入札(脳神経外科手術用顕微

鏡の購入) の公告

(公営企業局 県立病院課)

(都市計画課)

落札公告

○落札者等の公告

(公営企業局

県立病院課)

告示

#### 高知県告示第7号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2第1項及び中 国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に 関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例 によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介 護機関として、次のとおり指定した。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日 事業者の名称及び主 事業所の名称及び所在地 たる事務所の所在地 並びにサービスの種類

平成24年 9	合同会社やまもも	やまもも
月18日	香美市土佐山田町山	香美市土佐山田町山田
	田1353番地7	1353番地 7
		訪問介護
		介護予防訪問介護

#### 高知県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年1月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 棒浜宝永
- 3 道路の区域

X	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	高知市仁井田字朝日ケ丘4669番3から	前	13. 1	45
高知市仁井田字朝日 ケ丘4666番1地先ま で	後	28. 0	45	

#### 高知県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年1月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名松原窪川
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万原字大水口		前	3. 1	191

から			I. I
" -			
高岡郡四万十町仕出		5.0	
原字ヨテン493番 2	後	}	191
まで		6.9	
			1

### 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。 平成25年1月11日

高知県知事 尾﨑 正直

許可番号	開発区域に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
平成24年8月14日 24高都計第221号	香美市土佐山田町字 西野溝ノ北833番 9	高知市瀬戸東町三 丁目140番地 西村 直及び西村 綾可

#### 教育委員会規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する 規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第1号

#### 高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に 関する規則の一部を改正する規則

高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「高知県立中村養護学校」を「高知県立中村特別支援学校」に改める。

#### 附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を 改正する規則をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第2号

#### 高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則の 一部を改正する規則

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則(昭和47 年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「高知県立中村養護学校寄宿舎」を「高知県立中村特別支援学校寄宿舎」に改める。

第3条中「入舎できる」を「入舎することができる」に、「教育長が別に」を「高知県教育長(以下「教育長」という。)が」に改める。

第6条中「健全にして」を「、健全で、」に改める。

第7条第1項中「入舎できる」を「入舎することができる」に 改め、同項第1号中「通学困難と」を「通学が困難であると」に 改め、同項第2号中「を適当と」を「が適当であると」に改め る。

第8条の見出し中「、外泊」を「又は外泊」に改め、同条中「責任ある」を「責任がある」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

第9条の見出し中「願」を「願い」に改める。

第10条第1項中「その虞の」を「そのおそれが」に、「児童等の」を「、児童等の」に改め、同条第2項中「、又は」を「又は」に、「すみやかに」を「凍やかに」に改める。

第11条中「校長の」を「校長が」に改める。

第13条中「はらい、その管理の万全に」を「払い、その管理を 万全にするよう」に改める。

第14条第2項中「、又は」を「又は」に、「すみやかに」を 「速やかに」に改める。

第15条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第2項中「に規定する」を「に掲げる」に、「別に」を「教育長が」に改め、同条第3項中「に規定する」を「に掲げる」に改める。

第16条中「、又は」を「又は」に、「やむをえず」を「やむを 得ず」に、「宿泊しようとする者」を「宿泊しようとするもの」 に改める。

#### 附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここ に公布する。

平成25年1月11日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

#### 高知県教育委員会規則第3号

#### 高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則(平成18年高知県教育委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

第11条第5項第1号中「食事の提供をするための適切な管理体

制」を「その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容」に改め、同項第2号中「をいう」を「をいう。以下この号において同じ」に、「栄養等に関する」を「献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による」に、「行われている」を「行われる」に改め、同項第3号中「認定こども園以外の施設で調理し、搬入する者は、」を「調理業務の受託者を、当該」に、「者である」を「者とする」に改め、同項第4号中「食物アレルギー等」を「食物アレルギー、アトピー等」に改め、同項第5号中「子ども」を「食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子ども」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般 競争入札に付する。

平成25年1月11日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入物品の名称及び数量 脳神経外科手術用顕微鏡 一式
- (2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年3月29日

(4) 納入場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前 にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた 者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県における「平成24~26年度競争入札参加資格者

登録名簿(物品購入等関係)」に登載されている者であること。

- (3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物 品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第 638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であ ること。
- (4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。
- (5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の高度 管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であるこ と
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に 示した入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合 わせ先

 $\bigcirc$ 1

郵便番号788-0785 宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院総務課

電話番号0880-66-2225 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

平成25年1月11日(金)から同年2月4日(月)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年2月21日(木)午後1時30分

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年2月20日(水)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

宿毛市山奈町芳奈3番地1 高知県立幡多けんみん病院 3階 大会議室

- 4 その他
- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25年2月4日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その 他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効と する。

(5) 落札者の決定方法

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の 範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落 札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

亜

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年1月18日(金)までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

- (9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ。
- (10) 詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Type of product required for purchase: Microscope for brain surgery 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Monday 4 February 2013

- (3) Date and time for the submission of bid tender: 1:30 P.M. on Thursday 21 February 2013 (bid tenders submitted by registered mail should be received by 5:00 P.M. on Wednesday 20 February 2013)
- (4) Contact: General Affairs Division, Kochi Prefectural Hata-Kenmin Hospital, 3-1 Yoshina Yamanacho, Sukumo City, Kochi 788-0875 Japan

Tel: 0880-66-2225

#### 

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める 政令(平成7年政令第372号)第11条及び高知県公営企業局特定 調達契約事務取扱規程(平成7年高知県企業局管理規程第9号) の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱 規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次の とおり落札者等について公告する。

平成25年1月11日

高知県公営企業局長 安岡 俊作

- 1 随意契約に係る購入物品の名称及び数量 放射線治療装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地 高知県公営企業局県立病院課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年12月10日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 東芝メディカルシステムズ株式会社高知支店 高知市本町四 丁目2番40号
- 5 随意契約に係る契約金額 273,840,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約によることとした理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1 項第8号に該当するため

c: